



報道関係者 各位

平成 28 年 2 月 23 日(火)  
岐阜労働局労働基準部監督課  
監督課長 佐藤 寿幸  
監察監督官 吉田 武己  
電話 058 - 245 - 8102

## 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督結果

～ 東海地区で717事業場 ～

厚生労働省では、昨年11月に「過重労働解消キャンペーン」として、全国的な対応を行ってきましたが、今般、東海地区（岐阜局、静岡局、愛知局、三重局）において実施した重点監督の監督指導状況を以下のとおり取りまとめました。

労働基準関係法令違反を確認した505事業場（全体の70.4％）に対しては、是正・改善に向けた指導を行っております。

なお、全国の監督指導状況については、既に厚生労働省本省より発表されております。

### 【重点監督の結果のポイント】（詳細別紙）

- ( 1 ) 重点監督の実施事業場： 717 事業場  
このうち 505 事業場（全体の 70.4％） で労働基準関係法令違反あり
- ( 2 ) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場〕  
違法な時間外労働があったもの 333 事業場（46.4％）  
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月 100 時間を超えるもの 130 事業場（39.0％）  
うち、月 150 時間超 31 事業場（9.3％）  
うち、月 200 時間超 14 事業場（4.2％）  
賃金不払残業があったもの 37 事業場（5.2％）  
過重労働による健康障害防止措置が未実施なもの 76 事業場（10.6％）
- ( 3 ) 健康障害防止に係る指導状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業〕  
過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善指導したもの  
458 事業場（63.9％）  
うち、時間外労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの  
293 事業場（64.0％）  
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 109 事業場（15.2％）

## 東海地区4局「過重労働解消キャンペーン」重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

平成27年度過重労働解消キャンペーン（平成27年11月）の間に、717事業場に対し重点監督を実施し、505事業場（全体の70.4%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが333事業場、賃金不払残業があったものが37事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが76事業場であった。

	監督実施 事業場数	違反件数 (違反率)	違反状況（違反率）		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
東海地区 4局	717	505 (70.4%)	333 (46.4%)	37 (5.2%)	76 (10.6%)
岐阜局	98	75 (76.5%)	42 (42.9%)	9 (9.2%)	13 (13.3%)

## 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数							
地区	合計	1~9人	10~29人	30人~49人	50人~99人	100人~299人	300人以上
東海地区 4局	717	132 (18.4%)	221 (30.8%)	121 (16.9%)	107 (14.9%)	105 (14.6%)	31 (4.3%)
岐阜局	98	21 (21.4%)	38 (38.8%)	15 (15.3%)	11 (11.2%)	8 (8.2%)	5 (5.1%)

## 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数							
地区	合計	1~9人	10~29人	30人~49人	50人~99人	100人~299人	300人以上
東海地区 4局	717	72 (10.0%)	99 (13.8%)	58 (8.1%)	89 (12.4%)	145 (20.2%)	254 (35.4%)
岐阜局	98	19 (19.4%)	18 (18.4%)	5 (5.1%)	9 (9.2%)	16 (16.3%)	31 (31.6%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

## (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち458事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

## 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事 業場数	指導事項（注1）				
		面接指導等の実 施（注2）	衛生委員会等にお ける調査審議の実 施（注3）	月45時間以内 への削減 （注4）	月80時間以内へ の削減（注5）	面接指導等が実施 できる仕組みの整 備等（注6）
東海地区4 局	458	51	60	169	293	17
岐阜局	60	4	11	19	42	0

- (注1) 指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。
- (注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## (2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち109事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

### 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

	指導事業場数	指導事項(注1)					
		始業・終業時刻の確認・記録(基準2(1))(注2)	自己申告制による場合			管理者の責務(基準2(5))(注2)	労使協議組織の活用(基準2(6))(注2)
			自己申告制の説明(基準2(3)ア)(注2)	実態調査の実施(基準2(3)イ)(注2)	適正な申告の阻害要因の排除(基準2(3)ウ)(注2)		
東海地区4局	109	38	19	72	11	8	0
岐阜局	17	8	4	9	0	0	0

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 重点監督において把握した実態

### 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった333事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、130事業場で1か月100時間を、31事業場で1か月150時間を、14事業場で1か月200時間を超えていた。

### 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

	1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
東海地区4局	90	53	60	99	17	14
岐阜局	7	8	11	13	2	1

## 4 是正・改善指導の対象となった主な内容 岐阜局

【事例1】 各種情報から長時間労働が疑われたことから臨検監督を実施したところ、月 120 時間を超える時間外労働を行っている者が労働者全体のうち約 16%、月 100 時間を超える者が約 35% 認められた。(最も長い労働者の時間外労働は月 159 時間)また、一部の部署において、労働者が使用するパソコンの使用記録を確認したところ、業務終了の記録されている時刻から 2 時間以上使用している形跡が認められた。

長時間労働の要因は、業務の性質上一定の技能を有する者でなければ行えない業務がほとんどであり、技能を有する技術者の人手不足によるものが大きい。

長時間労働の削減について具体的な改善を求めたところ、技術者の増員については、早急には困難であることから、受注について顧客との調整を含めた取組により業務量の減少を図っている。

(製造業)

【事例2】 各種情報から長時間労働が疑われたことから臨検監督を実施したところ、月 100 時間を超える時間外労働を行っている者が労働者全体のうち約 6.7%、月 80 時間を超える者が約 8.5% 認められた。(最も長い労働者の時間外労働は月 202 時間 45 分)

長時間労働の要因は、業務量に比較しての人手不足と、一部部署に業務量が偏っていることがある。

長時間労働の削減について具体的な改善を求めたところ、積極的な採用による人員増、長時間となっている部署への他部署からの配置転換及び現場においての時間管理の徹底により、改善が進められた。

(製造業)